

労働審判の業務研修会に参加して

7月8日に、私の勤めている事務所で地域の業務研修会を開催した。講師は事務所の弁護士と私の先輩の事務職員で、テーマは「労働審判」だった。

法律事務所職員
緑川 順子

事務員の立場だと見えにくかったこと

弁護士の講義は、成立経緯や特色などの制度面や実際の事案についての話だった。特に面白かったのが、具体的な事案をもとにした相談段階からの手続きの流れの説明だった。申立て後の手続きの流れは断片的にしか理解していなかったのも、とても勉強になった。

また、裁判とは違い労働審判は傍聴ができないので、実際の期日の雰囲気や具体的なやりとりの内容は事務員にとっては全くの未知の世界である。審判員が「そんな事を言ったら申立人がかわいそうじゃないですか!」と、裁判官ならまず言わないような素朴な意見を述べていた、などという臨場感あふれる話を聞いたのも楽しかった。私ときたら、審判員というと申立書の控は受け取るが証拠は受け取ってくれない人たち、などといういい加減極まりないイメージぐらいしかなかった。入所して間もないころ、渋る労働部受付の書記官に、いかに審判員用の証拠を押しつけるかに日々苦戦していた経験のせいである。ちなみに今は運用が固まったらしく、審判員用の証拠はまず受け取ってもらえないので、書記官と証拠で押し問答をすることもなくなった。コピーする証拠の通数も減ったので、事務員としては楽になったかもしれない。

思わぬ謎

先輩の話は手続面や運用についてだった。事務員の私としては当然よく理解していないといけな分野なので、こうやって改めて勉強することができてとてもためになった。

また、資料として配られた労働審判運用一覧が便利であると同時に興味深かった。東京とその近県の地裁の予納郵券額、申立書の送付方法、書証の通数についての資料なのだが、これが見事にバラバラなのである。東京地裁本庁と立川支部ですら全く違う。東京地裁本庁は申立書と証拠の副本を普通郵便で相手方に送付していて予納する郵券もその額だけだが、立川支部も含めた他の地裁はだいたい3000円前後の予納を求めている。その額なら特別送達なり書留なりで送っているのかと思っていたのだが、普通郵便で送っている裁判所もあるようだ。一体何で使うことを想定してその額にしたのか、思わぬ所で謎が深まってしまったのだった。

分かっているつもりだったが…

私が勤めている事務所は労働事件を数多く取り扱っている事務所であり、労働審判の申立件数もかなり多い。事務員の私も、債務整理の利限計算より先に、残業代請求のための残業代計算を教えられたような事務所である。

そんな訳で労働審判の概要や事務手続についてはそれなりに理解しているつもりでいたのだが、今回の研修会はいままで漠然としたイメージしかなかった所や、抜けていた所にストンと入ってきたような感じで、とても勉強になった。それに加えて、日々こなしている仕事の意味や意義を実感できたという意味でもとても得るものが大きかった。今後も単に仕事を処理するだけでなく、やりがいと誇りを持って働いていきたいと思った。